

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	シークス株式会社
【英訳名】	SIIX Corp.
【代表者の役職氏名】	C E O兼C O O 代表取締役 社長執行役員 平 岡 和 也
【最高財務責任者の役職氏名】	C F O 取締役 常務執行役員 財務経理部長 兼 I R ・広報部長 蒲 田 顕 久
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町一丁目4番9号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社ＣＥＯ兼ＣＯＯ 代表取締役 社長執行役員 平岡和也およびＣＦＯ 取締役 常務執行役員 財務経理部長 兼 ＩＲ・広報部長 蒲田顕久は、当社ならびに連結子会社および持分法適用関連会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備状況および運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにおける財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しており、その重要性は金額的および質的影響を考慮して決定しております。

全社的な内部統制の評価については、当社および連結子会社12社を対象としております。なお、連結子会社10社および持分法適用関連会社3社については、金額的および質的重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが電子部品等の部材調達、EMS（電子機器受託製造サービス）および物流等のサービスをグローバルに提供することを主な事業としていることから、事業規模を示す重要な指標として売上高が適切であると判断しております。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当連結会計年度において各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の合計が連結売上高合計の概ね3分の2に達している6事業拠点を「重要な事業拠点」として選定し、評価対象としております。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としております。

さらに選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載が発生する可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして貸倒引当金の算定、棚卸資産の評価および税効果会計等に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に含めております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、基準日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。